

「沖縄県犯罪被害者等支援条例」の制定について

<法律・条例の制定、支援の取組>

- 平成15年制定「ちゅうちなー安全なまちづくり条例」
 - ・当条例の一部に犯罪被害者等施策を規定
 - ・条例に基づく「犯罪被害者等の支援に関する指針」を策定し施策を実施
- 平成16年制定「犯罪被害者等基本法」
 - 【目的】犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。(第1条)
 - 【地方公共団体の責務】地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第5条)
 - 【国の基本計画のポイント】
 - 第1～2次計画(H17～H27年度)：総合的対応窓口の設置等
 - 第3～4次計画(H28～R7年度)：中長期的な生活支援

「権利」を求めた時代 ⇒ 「ニーズ」を満たす時代へ

<課題>

- 国から地方公共団体における取組の強化が求められている。
- 県内被害者団体や関係機関・団体から、支援充実を図るため、条例制定の要望がある。
- 充実した支援を行うためには、支援関係者、県民及び事業者の県全体で取り組む必要がある。
- 県内の状況に応じた施策を策定する必要がある。
- 施策を総合的・計画的に実施する必要がある。

<本県における必要な取組> 沖縄県犯罪被害者等支援条例制定

- 目的、定義、基本理念、各主体の責務を明確化(1～7条)
- 施策の基本方針の明示(8条)
- 総合的・計画的な施策の推進を図るための計画の策定(9条)
- 被害者等その他関係者、県民の意見反映の措置(9条、10条)
- 財政上の措置及び市町村への協力(11条、12条)

【令和4年7月29日施行】

<期待される効果>

- 連携協力の強化
 - 県民・事業者の理解増進
 - 効果的な支援
- 犯罪被害者等が
受けた被害の
回復・軽減
- 誰もが安心して
暮らすこと
ができる
社会の実現

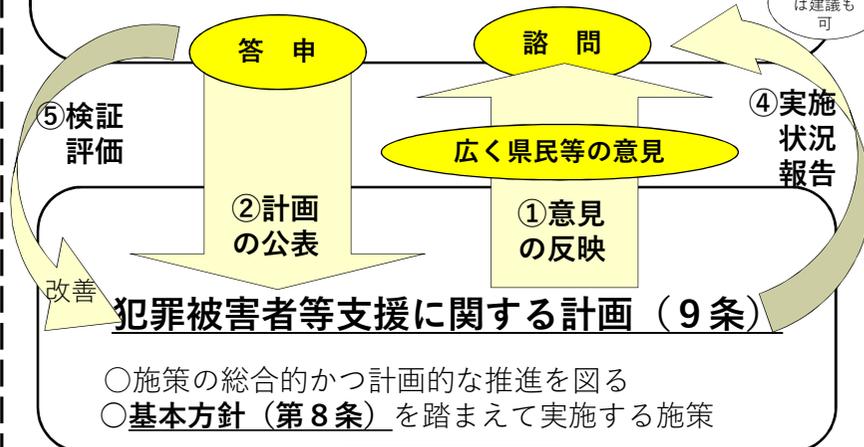
「沖縄県犯罪被害者等支援条例」の運営イメージ

- ◆**県が県内の状況に応じた施策を実施するための仕組みを構築**◆
- ⇒県の施策について、広く県民の意見を求め、及び審議会で調査審議する

沖縄県犯罪被害者等支援審議会(10条)

- 調査審議を目的とした合議制の機関(附属機関)
- 委員：民間支援団体、学識経験者、犯罪被害者等。8人以内。知事が任命。
- 所掌事務：①計画策定・変更、②犯罪被害者等支援に関する重要事項(実施の検証評価等)の調査審議

重要事項は建議も可



犯罪被害者等支援に関する計画(9条)

- 施策の総合的かつ計画的な推進を図る
- 基本方針(第8条)を踏まえて実施する施策

③ 施策の実施

沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議

- 構成：知事部局、県警察、教育庁、病院事業局
- 相互の情報共有・連携による施策の総合的・効果的な推進

適宜連携

沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会

- 構成：国、県(警察・知事部・教育庁)、市町村、関係機関・団体
- 相互協力・緊密な連携による支援活動の効果的な推進